

平成28年度 第3回理事会 議事報告書

1. 日時 平成28年6月28日(火) 午後3時～午後4時30分
2. 場所 岸記念体育会館 5階 504号室
3. 出席者 理事18名、監事2名
(*欠席：理事1名、監事1名)
定時社員総会で承認された理事・監事を事務局長より紹介。
4. 陪席 畔蒜 均(千葉)、大江直之(事務局長)
5. 議長選出 事務局より議長の選出について意見を求めたところ、高橋義博氏の推挙があり、議場に諮り承認。
関東ブロック理事の高橋義博氏が議長を務めることとなった。
6. 審議事項
 - (1) 代表理事の選任
議長より、定款第28条第2項に基づく代表理事の選任について議場に意見・提案を求めたところ、議長を務める高橋義博氏へ代表理事に就任いただきたい旨の推挙があり、議長が投票による採決を提案。
記名投票の結果、高橋義博氏が代表理事に選出され、定款第28条第3項に基づき会長に就任することとなった。
なお、監事2名もこれに賛成した。
(投票結果：高橋義博氏の代表理事就任 賛成18 反対0)
 - (2) 業務執行理事の選任について(副会長・専務理事・常務理事)
議長より、定款第28条第4項に基づく業務執行理事(副会長・専務理事・常務理事)の選任について議場へ意見・提案を求めたところ、代表理事・会長に選出された高橋義博氏の意見を尊重したい旨の提案があり、議場に諮りこれを承認。
高橋会長より次の通り意見を述べ、併せて選出理由を説明。

副会長 渡辺 幹也（静岡）、不老 安正（福岡）、
三浦 正義（秋田）
専務理事 及川 悦郎（本部）
常務理事 増田 正起（静岡） * 総務・広報委員長＋国内渉外
副委員長：菊本哲也
佐藤 和夫（秋田） * 競技委員長
千葉 守男（福島） * 審査委員長
丸石 博（島根） * 国体委員長
副委員長：柏木孝則
渡辺 久雄（福島） * 検定・段級位委員長
本戸 歳知（埼玉） * 資格審査委員長
中園 功一（鹿児島） * 倫理委員長
細川 準次（香川） * 強化委員長＋国際渉外

高橋会長より示された業務執行理事（副会長・専務理事・常務理事）の選任提案について議場に諮り、これを承認。

（全員挙手賛成）

また、次回の理事会において、各専門委員会の副委員長や常任委員の構成について、会長より原案を示すことで申し合わせた。

（３）理事会・総会の運営規則について

定款第２６条及び第４８条において規定されている理事会や総会の議事運営規則を未だ設けていないため、これを作成する必要がある。過去、理事会案を総会へ上程しているにも拘わらず、理事を兼ねている正会員が質疑に手を挙げ、更には理事会案を反対する状況もあり、会議体の運営原則が理解されていない実態があったことを鑑み、団体会議の議事運営や手続きを定めた「ロバート議事規則」を模範とした議事規則を作成することが提案され、これが承認された。

（全員挙手賛成）

原案を総務委員会と事務局で作成後、理事会へ上程することを申し合わせた。

（４）会議報告・出張報告について

これまでの協会運営において、役職員が出張した場合の詳細報告、専門委員会会議が行われた際の議事報告、役職員がＪＯＣ等の説明会や

研修会へ出席した際の詳細報告が無かったために情報の共有ができなかった反省点があり、これを是正するために役員改選後の協会運営にあたり、業務出張、委員会会議、上部団体の説明会や研修会があった際に必ず当該役職員がレポート報告を行なうことを義務付けることで、情報の共有や相互理解を深めることとしたい旨説明があり、議場に諮りこれを承認。

(全員挙手賛成)

但し、報告書の作成に従って委員会や事務局の業務が煩雑になることは望ましくないため、30分程度で報告書が作成できるよう統一したフォーマットを事務局で作成することを申し合わせた。

(5) 講師及び原稿執謝金の支払いに関する規定

補助金事業により講習会を実施した場合、講師を務めた方への謝金を1日20,000円支払ったとしても、現行の協会規定の上限が5,000円であるため、次のような会計処理となってしまう。

(例) 支払い金額 20,000円

うち補助金助成 5,000円、協会負担 15,000円

2020年東京五輪を控え、研修会や講習会、原稿執筆・翻訳業務がこれまで以上に行われることは明白であるため、前述例のような不合理を是正するために、役員報酬規程第8条に明記されている「講師及び原稿執謝金の支払いに関する規定」を設置することを提案。

謝金の支払い額は補助金を配布するJOCやJSC基準に合致した限度額に設定することを原則とした規定原案を配布し説明。

議場に諮りこれを承認。

(全員挙手賛成)

(6) その他

次回理事会の開催日を調整した結果、平成28年7月28日(木)午後1時より実施することを決定。

以上